【インドネシア】雇用促進のためのオムニバス法案に関するアカデミックペーパー等について

2020年3月11日
ジェトロ・バンコク事務所

雇用促進のためのオムニバス法案に関連し、大統領府にアカデミックペーパーが提出されていた。本アカデミックペーパーによれば、特許法20条を廃止すべき理由として、7つの項目が列挙されている。

（1）特許技術の技術移転に関し、現地製造を行うためには柔軟性が必要
（2）特許法20条はTRIPS違反である
（3）特許法20条の違反は特許無効につながる恐れがある
（4）特許法20条の条文はすべての技術については適用できない
（5）技術移転の義務と、特許法20条に関する諸手続は投資を減少させる
（6）現地製造義務は法的な強制が難しい
（7）技術移転も国内で行うことが難しい

なお、アカデミックペーパーのp.1336-1343の表に、以下のとおり、特許法4条、20条、82条及び84条の修正案と、修正理由が記載されている。修正提案が書かれているが、議会に提出されているオムニバス法案110条にはTRIPS整合性の問題が大きい、特許法20条の廃止のみが反映されている模様。

・4条（特許対象から除外される『発見』の定義から、以下の文言を削除する提案）
「次の形式で：
1.既存および/または既知の製品の新しい用途。 および/または
2.有意な有効性と差異の増加をもたらさない既存の化合物の新しい形態」
・20条（国内製造義務を削除）
・82条（特許権を公共の利益に反する形で使用した場合に強制実施権を付与する規定(b.)を廃止し、公共の利益のためでかつ緊急性がある場合に限り強制実施権を付与する規定(c.)を追加）
・84条（強制実施権の要件として、ライセンシーが「インドネシアで即時の需要や緊急に対応しうるスケールで発明を実施できる場合」に限定する文言を追加）

なお、同法案の特許法20条の廃止については、以下の通り、一部のインドネシアの学者からは反対の声も上がっている模様。

（1）特許は歴史的にも中国人やイタリア人が自分たちの製品の作り方をイギリス人に教

えることの交換条件として付与されてきた

（２）発明の開示には、技術移転が必須である

（３）TRIPs 27 条は、国民の間の待遇の違いを禁止する趣旨であり、製品に関する技術移転の問題とは関係ない

他方、例えば医薬品などの、公共の利益に関連する発明に限定して特許法 20 条を残存させるべき、という意見もある。

URL 等

（アカデミックペーパーの内容）

https://bahasan.id/wp-content/uploads/2020/02/NA-RUU-CIPTA-LAPANGAN-KERJA-Luwansa-20-Januari-2020-BPHN-16.21.pdf

（特許法 20 条廃止に対する反対の声を報じたニュース記事）

https://www.hukumonline.com/berita/baca/lt5e67418c7695f/omnibus-law-dianggap-cederai-sejarah-paten

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。